

社 会 保 険

いはらき

6

算定基礎届の提出について

2009 JUN.
NO.373

- 月額変更届について
- 賞与支払届の提出を忘れずに
- 国民年金保険料免除制度について



「ナポリ湾の夜明け」(撮影・南イタリア)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

算定基礎届は、保険給付金の決定及び毎月の保険料計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。

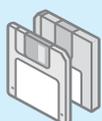
7月10日までに茨城社会保険事務局事務センターへ郵送にて提出してください。

提出する書類等は次のとおりです



紙による届出の場合

- ①被保険者報酬月額算定基礎届
- ②被保険者報酬月額算定基礎届総括表
- ③所得税徴収高計算書（源泉税領収書）直近のものごの写し
- ④事業所業態分類調査票



磁気媒体による届出の場合

（FD 又は MO による届出の場合）

- ①算定基礎届を収録した FD 又は MO
- ②磁気媒体届書総括票（届書作成プログラムに従って出力します。）
- ③被保険者報酬月額算定基礎届総括表
- ④所得税徴収高計算書（源泉税領収書）直近のものごの写し
- ⑤事業所業態分類調査票

留意事項

- ①届出の対象となるのは、7月1日現在の全被保険者です。ただし、6月1日以降に被保険者となった人は、今年の算定基礎届は対象外です。
- ②月額変更該当する被保険者がいる場合は、月額変更届も忘れずに提出してください。
- ③その他、詳細は算定基礎届様式に同封されている通知をご覧ください。（社会保険労務士委託事業所には送付しておりません。）

提 算
出 定
に 基
づ 礎
い 届
て の

お問い合わせは、
管轄の社会保険事務所の
業務課へ！
（日立社保は適用徴収課）

ご協力を お願いいたします

貴事業所の事業内容
について確認させて
ください。

社会保険庁では、適用事業所について業態別・規模別の状況を把握するため、「業態別規模別適用状況調」を毎年実施しております。

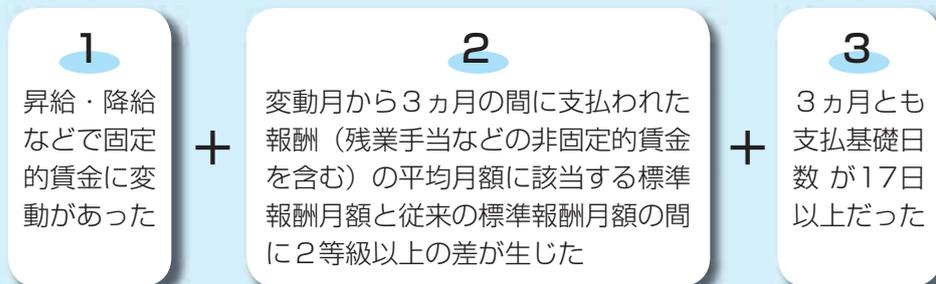
今般、総務省が定める「日本標準産業分類」が改定されたことに伴い、調査にかかる業態の分類が改正されました。

つきましては、「事業所業態分類調査票」を算定基礎届様式と併せて郵送いたしましたので、必要な事項をご記入のうえ、平成21年7月にご提出いただく「算定基礎届」と併せてご提出ください。

※詳しくは、社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) の「トピックス」→「業態分類標準の改正（平成21年7月）について」に掲載しておりますので、ご参照ください。

月額変更届について

被保険者の報酬が、昇（降）給など固定的賃金の変動にともなって大幅に変わったときは、定時決定をまたずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、次の三つの全てに該当するときに行われます。



ポイント

固定的賃金が上がったのに、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、報酬が逆に2等級以上さがった場合は、随時改定の対象外です。

また、固定的賃金が下がったのに、非固定的賃金の増加で逆に2等級以上あがった場合も、同様に対象外です。

このような場合は、算定基礎届による定時決定となります。

固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます

固定的賃金の変動には、次のようなケースが考えられます。

- ①昇給（ベースアップ）、降給（ベースダウン）
- ②給与体系の変更（日給から月給への変更等）
- ③日給や時間給の基礎単価（日当、単価）の変更
- ④請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- ⑤家族手当、住宅手当、役付手当など固定的な手当が新たについたり、支給額が変わった場合

固定的賃金の例	非固定的賃金の例
月給、週給、日給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、勤務地手当、基礎単価、歩合率など	残業手当、能率手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当など

重要

標準報酬が大幅に引き下がる場合においては、次のことにご留意願います。

- ①大幅に引き下がる場合とは、当分の間「5等級以上」とします。
- ②固定的賃金の変動があった月の、前月以降の賃金台帳の写しを添付してください。
- ③被保険者が役員の場合は、「取締役会会議録」の写しを添付してください。
- ④月額変更届の改定年月が社会保険事務所（事務センター）の受付年月日より60日以上さかのぼる場合は、出勤簿の写しも添付が必要となります。

お問い合わせは、**管轄の社会保険事務所**へお願いします。

賞与支払届の 提出を忘れずに！

健康保険・厚生年金保険では、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した届書用紙が賞与支払予定月の前月に送られてきます。

賞与を支払ったときは、支払った日から5日以内に「被保険者賞与支払届」に「被保険者賞与支払届総括表」を添えて管轄の社会保険事務所へ提出してください。

なお、賞与の支払いがない場合でも「被保険者賞与支払届総括表」を不支給表示で提出してください。

賞与支払届
— 記入例 —

「④賞与支払年月日」欄
賞与の支払年月日を記入します。

「④賞与支払年月日」欄
賞与の支払年月日を記入します。上段の支払年月日と同日の被保険者については記入の必要はありません。

「⑤賞与額（合計）」欄
通貨により支給した金額と現物により支給した金額の合計（千円未満を切り捨て、千円単位）を記入します。
標準賞与額の上限は、健康保険は年度の累計で540万円、厚生年金保険は1回の支払いにつき150万円ですが、この額を超えた場合でも実際に支払われた額を記入します。たとえば、3,215,500円の場合は、**3215**と記入します。なお、1,000万円を超える場合には**9999**と記入します。

「⑥現物によるものの額」欄
賞与を通貨以外の現物により支給した金額を記入します。

「⑦通貨によるものの額」欄
賞与を通貨によって支給した金額を記入します。

「③賞与支払年月」欄
社会保険事務所等で印字された賞与支払予定年月（②の欄）と相違している場合は、支払年月を記入します。

「⑦賞与を支給した被保険者数」欄
賞与を支給した被保険者の人数を記入します。

「⑧被保険者人数」欄
賞与を支給した日に現存する被保険者数を記入します。

「⑨賞与の名称」欄
夏期賞与、冬期賞与、決算手当、期末手当のように、支給した賞与の名称を記入します。

「④支給・不支給」欄
賞与の支払いがあったときは支給「0」を、なかったときは不支給「1」を囲みます。

「⑨賞与支給総額」欄
全被保険者の賞与支払届⑤欄の賞与額を総計した額を集計した総額を記入します。ただし、賞与の支払いがない場合は、④及び⑦欄に記入の必要はありません。

「⑥変更後の賞与支払予定月」欄
現在の賞与の支払月が②欄の賞与支払予定月と異なる場合に記入します。

お問い合わせは、管轄の社会保険事務所へお願いします。

賞与支払届総括表
— 記入例 —

国民年金保険料免除制度について

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除 制度

保険料の全額（14,660円）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が**3分の1**として計算されます。

※国民年金保険料の免除にかかる国庫負担割合は、平成21年度分から2分の1へと引き上げられるよう法律案が現在国会に提出されています。

全額免除となる所得のめやす

前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$$

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
※平成21年4月～6月分の申請については、前々年(平成19年)の所得で審査を行います。

一部納付 (一部免除) 制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- ・4分の1納付（3,670円）→年金額2分の1(国庫負担引上以降8分の5)
- ・半額納付（7,330円）→年金額3分の2(国庫負担引上以降8分の6)
- ・4分の3納付（11,000円）→年金額6分の5(国庫負担引上以降8分の7)

一部免除となる所得のめやす

前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること

- ・4分の1納付→78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・半額納付→118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・4分の3納付→158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。
※平成21年4月～6月分の申請については、前々年(平成19年)の所得で審査を行います。
※一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、不慮の事態が生じた場合の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

申請はお住まいの市町村の国民年金担当窓口へ

申請に必要な書類は

- ・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付書等）
- ・前年（または前々年）の所得を証明するもの
住所を変更しているなど、お住まいの市町村で所得の確認ができない場合は、課税証明書、源泉徴収票の写し等の添付が必要となります。
- ・代理の方が申請される場合は、印鑑と委任状が必要です。

※退職（失業）や災害の被害を事由とした「特例免除」や30歳未満を対象とした「若年者納付猶予制度」、学生を対象とした「学生納付特例制度」もありますので、詳しくは市町村の国民年金担当窓口またはお近くの社会保険事務所へお問い合わせください。



加入者（ご家族）の方が、**受診券** が必要です。 特定健診を受診する時は、

加入者（ご家族）*の方が、「市町村の集団健診」または「医療機関での特定健康診査」を受診する場合には、**特定健康診査受診券**（以下「**受診券**」と記載）が必要となります。受診券を受けとるには、特定健康診査受診券申請書（以下「**受診券申請書**」と記載）に必要事項を記入し、事業所を通じて提出いただく必要があります。

※平成21年度中に40歳～74歳の方（今年度75歳になられる方は、75歳の誕生日の前日まで受診可能）
※特定健康診査は、ご家族のみが対象となります。

特定健康診査の受診の流れについて

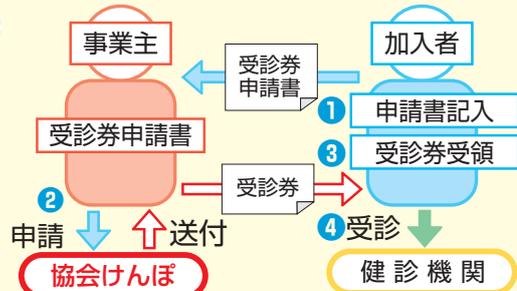
- ①申請書に記入
- ②事業所を通じて申請書を**協会けんぽ**へ提出する
- ③**受診券**を受け取る
- ④「市町村の集団健診」または「特定健診実施機関」にて受診する

「市町村の集団健診」：市町村によって**予約**が必要な場合があります。

「特定健診実施機関」：事前に**予約**が必要です。

※「特定健診実施機関」については、茨城支部ホームページをご覧ください。

※**受診の際には、「受診券」と「健康保険証」の提示が必要となります。**



受診券申請書は3月下旬に事業所あてにお送りしております。
（受診券申請書は茨城支部ホームページからもダウンロードできます。）

全国健康保険協会 茨城支部 保健サービスグループ
協会けんぽ

☎029-303-1584(直) 029-303-1500(代)
茨城支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html>

携帯電話に内蔵のカメラを使って、埋め込まれた文字情報を読み取ることができます。



特定健康診査実施機関については携帯サイトからも確認できます。

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/mob/>)

夜間・土曜日も年金相談ができます!!

県内の全社会保険事務所及び年金相談センターでは以下の時間帯で年金相談窓口を開いたします。是非ご利用ください。

現在、相談されるお客様が多く、駐車場がたいへん混み合っております。公共交通機関をご利用されるなどご協力をいただければ幸いです。

2009	日	月	火	水	木	金	土	2009	日	月	火	水	木	金	土
7				1	2	3	4	8							1
	5	6	7	8	9	10	11		2	3	4	5	6	7	8
	12	13	14	15	16	17	18		9	10	11	12	13	14	15
	19	20	21	22	23	24	25		16	17	18	19	20	21	22
	26	27	28	29	30	31			23/30	24/31	25	26	27	28	29

平日時間延長日 休日開庁日

7・8月の月曜日は、年金相談の受付時間を午後7時まで延長します。
なお、直近のスケジュールは社会保険庁ホームページをご覧ください。
※月曜日が休日の場合は翌日の火曜日となります。

7月11日(土)・8月8日(土)に年金相談を実施します。
受付時間 午前9時30分から午後4時まで

●受付時間は、午前10時から午後二時までです。

◎**国立社会保険事務所**
十四日(火) 高萩市総合福祉センター

十五日(水) 古河商工会議所
十六日(木) 常総市商工会

◎**下館社会保険事務所**
社会保険事務所に予約が必要です。
(古河のみ)

◎**土浦社会保険事務所**
三日(金) 石岡商工会議所
九日(木) 取手市商工会
十七日(金) 龍ヶ崎市商工会

◎**水戸南社会保険事務所**
八日(水) 鹿嶋市鹿島商工会本所
二十四日(金) 神栖市商工会渡崎支所

◎**水戸北社会保険事務所**
社会保険事務所に予約が必要です。

◎**水戸南社会保険事務所**
二十一日(火) 大子町役場

◎**水戸北社会保険事務所**
一日(水) 常陸太田市役所

◎**水戸北社会保険事務所**
七月の年金相談所開設

